

事業所向け相談員 派遣事業のご案内

南檜山地域通年雇用促進支援協議会では、会社の雇用確保・雇用維持・職場環境の整備などのために国の助成制度を活用したいと考えている事業所へ、利用方法や申請方法、法律に関する疑問などに対して、相談や支援を行うため、相談員として社会保険労務士を派遣します。お気軽にご利用ください。



人材育成したいけど良い助成制度はないかな？



社員が働きやすい環境にしたいが…



助成金を使いたいけど手続きは難しいのかな？

対象事業所

南檜山地域(江差町・厚沢部町・上ノ国町・乙部町・奥尻町)で、季節労働者を雇用、または雇用を予定している事業所

相談例

- ◎季節労働者を通年雇用化するための助成制度について教えてほしい。
 - ◎人材の確保、人材を育成していくために利用できる支援制度について教えてほしい。
 - ◎新事業進出に利用できる支援制度について知りたい。
 - ◎雇用するために知っておくべき法律について教えてほしい。
- など

相談員

近郊の社会保険労務士を相談員として派遣します

相談料

無料 1事業所への派遣は2回まで行えます。
(1回につき2時間程度)
※ただし、社会保険労務士による書類作成などに係る費用については対象外となりますのでご注意ください。



～相談員の派遣を希望する事業所の方は、
下記事務局までお電話でお申し込みください～

〒043-8560 (事務局) 檜山郡江差町字中歌町193-1 江差町産業振興課商工係内
南檜山地域通年雇用促進支援協議会

TEL 0139-52-6717 FAX0139-52-0234

F A X
0139-52-0234

平成 年 月 日

江差町役場産業振興課内
南檜山地域通年雇用促進支援協議会 行

相 談 員 派 遣 申 込 書

事業所名	フリガナ			
住 所	〒 -			
代表者名	フリガナ			
電 話	() -	F A X	() -	
担当者名	フリガナ	役 職		
業 種 (事業内容)				
ご相談を希望する 項目に○をお書きく ださい。(複数可)	季節労働者の 通年雇用化	人 材 確 保	定 年 延 長 の 整 備	就 業 規 則 の 整 備
	働きやすい環 境の整備	助 成 金 の 活 用	社 会 保 険 の 加 入	福 利 厚 生 の 整 備
	その他(具体的に)			

- ・国が進めるニッポン一億総活躍プラン等により、今後、労働者の働き方の見直しが行われていく予定です。
- ・65歳以降の定年引き上げや継続雇用制度導入を検討している事業所は「65歳超雇用推進助成金」が利用できます。

無期転換ルール

平成30年4月から有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

改正育児・介護休業法がスタート

平成29年10月1日から①育児休業の再延長②個別に育児休業等に関する制度を知らせる努力義務③育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務などが創設されます。

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入などを行う事業主に対して行う助成制度です。

必要事項を記入して当協議会へFAX、郵送でお申し込みください。不明な点等のお問い合わせは、下記までご連絡ください。受付確認後、相談内容、相談員の派遣日等の打ち合わせの連絡をさせていただきます。

(事務局)江差町産業振興課商工係内南檜山地域通年雇用促進支援協議会

TEL 0139-52-6717 FAX0139-52-0234